

維持管理・環境管理専門委員会の活動

活動報告

- 第43回協議会(平成28年7月26日)以降、会議を3回開催し、維持管理イベントを1回実施しました。
- 第16回(9月8日)の会議では、「全体構想の見直しについて(目標種の追加等)」、「維持管理内容の精査と当面の試行」、「外部オブザーバー」、「マーケットリサーチ」について検討し、「8月出水による流入」、「出丸小学校廃校に関する動き」について確認しました。
- 第17回(10月7日)の会議では、「実施計画の見直しについて(目標種の追加等)」、「維持管理イベント」、「管理用通路・看板」、「オブザーバー視察」、「マーケットリサーチ」および「下池工事用道路」について検討しました。
- 第18回(11月9日)は、現地開催とし、「中池の現地確認(看板・管理用通路)」、「実施計画の見直し(目標種の追加等)」について検討を行いました。
- 11月13日(日)では、維持管理イベントとして、ハリエンジュの伐採と管理用通路の除草を実施し、鳥の観察を行いました。

会議

イコス上尾

第16回 平成28年9月8日



会議

イコス上尾

第17回 平成28年10月7日



会議

中池

第18回 平成28年11月9日



維持管理イベント

上池

平成28年11月13日



全体構想・実施計画書の見直しについて

○全体構想・実施計画書を変更する目的の確認

これらを変更するにあたっては、その目的を明確にしておく必要があります。
今のままでは十分な対応ができない理由として、以下の2点が挙げられます。

○変更目的（１）～社会情勢の変化への対応（太郎右衛門地区に期待される役割の増大）～

- ・ 関東地方では、平成27年3月に「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成」の基本構想をまとめ、その取り組みが行われているほか、千葉県野田市では人工増殖・放鳥などの事業が行われています。
- ・ 平成28年3月策定の荒川水系河川整備計画でも、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカルネットワーク形成のための整備を推進し、また地域の活性化を推進するとされています。
- ・ 平成18年5月に改定版の全体構想が作成された太郎右衛門地区の自然再生事業は、現在の枠組みでは当地区のスケールの生態系を念頭に置いた目標設定をしています。荒川中流域の広大な面積において湿地再生に取り組む事業として、コウノトリの生息環境再生に期待される役割は大きくなっていることから、これを明確に位置づけておくことが望ましいと考えられます。

○変更目的（２）～協議会の求心力と発信力の強化～

- ・ 太郎右衛門地区の自然再生協議会は、今後の維持管理に向けて、新たな参画者を必要とする局面にあります。
- ・ しかし、現在の取り組みにおける目標は生態学的な知見に基づいて設定していますが、広く社会にアピールするには弱い面があります。
- ・ また、現在の協議会委員の意識として、取り組みの意義をより大きく・高く捉えて行きたいという思いが強くなっています。
- ・ このため、現在の目標の総合的なシンボルとしてコウノトリやサクラソウ群落を設定することで、協議会内部の求心力を高めるとともに、対外的な発信力を強化することが望ましいと考えられます。

○委員から提示された案（１）

「特に生物多様性及び自然性の高い湿地環境の拡大とともに、多くの都市住民に荒川太郎右衛門地区自然再生地の魅力を最大限にアピールするために、コウノトリの生息及びサクラソウ群落の成立を自然再生の総合的なシンボルとして設定する。」

○委員から提示された案（２）

現行の全体構想

第２章 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第１節 自然再生目標

太郎右衛門自然再生地では次のような目標を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものである。

<湿地環境の保全・再生>

I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。

<過去に確認された生物が住める環境の再生>

II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。

<蛇行河川の復元>

III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

<荒川エコロジカル・ネットワークの形成>

IV. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

<治水面からもプラス>

V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

変更案

<過去の確認や広域の指標とされる生物が住める環境の再生>

II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物や、関東全域における生態系ネットワークの指標種（コウノトリ）が住めるような環境の再生をめざすものとする。

変更

変更

現行の全体構想

变更案

Ⅱ. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。

- ・ 太郎右衛門自然再生地では、現状よりも豊かな湿地環境があったとされている。特に現在乾燥化著しい上池でもかつては湧水によって開放水面が維持されていたとされる。
- ・ 過去に確認され近年確認記録のないタマシギ、クイナ、サクラソウなどが普通に見られる様な湿地環境の再生が望まれる。



サクラソウ

出典：クイナ写真
リバーフロント整備センター
『川の生物図典』

図 2-3 過去に確認され、近年記録がない代表的な生物

追加

- ・太郎右衛門自然再生地を含む荒川流域や利根川・江戸川流域で、関東地域における生態系ネットワークの形成を図るため、コウノトリを指標種とした自然再生が広域的に取り組まれている。

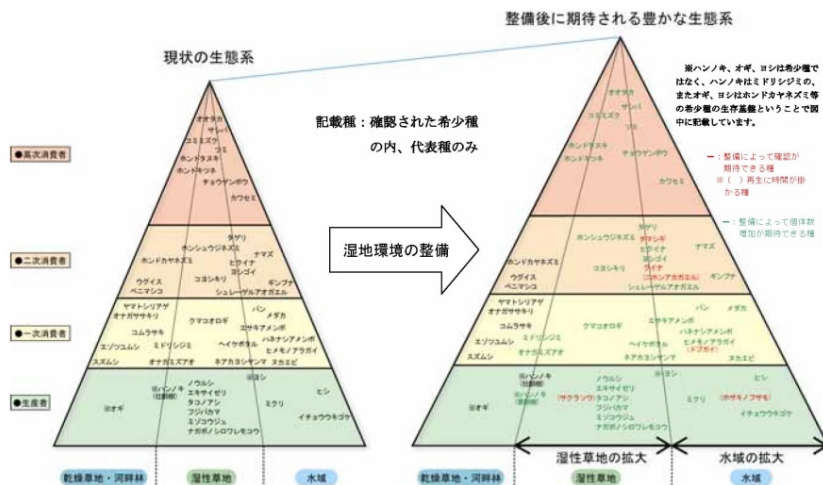


図 2-4 再生によって期待する生態系のイメージ

○委員会から提示された案（２）

現行の全体構想

目標について

- ・ 太郎右衛門自然再生地で昭和 15 年～45 年(1940～1970 年)頃に確認され、近年確認されていない希少種再生を目指すものである。ただし、近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全する事を前提とする。
- ・ 開放水面等湿地を再生することにより、「当該地区」でかつて確認されていた湿地に生息する種が生育・生息できる場を再生することを目指すものである。

追加

変更案

- ・ 荒川水系河川整備計画では、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカルネットワーク形成のための整備を推進し、また地域の活性化を推進するとされている。

表 2-2 過去に確認され、近年確認されていない希少種の減少理由等

NO.	生息・生育環境	確認時期	減少理由										備考
			水質悪化	農薬汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の閉鎖・造成	農地の開拓・造成	掘削・埋立・造成	道路・側溝整備	樹林地の造成	採取行為	
1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用して掘る。	●									●	県民では、森林の減少、農業による土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。
2	タマシギ	広い水田地で繁殖・越冬する。					●	●	●				県民では、生息環境である水田の減少による水田等湿地の減少が主な減少要因とされている。
3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	●	●			●	●	●	●	●		県民では、主な脅威として水田・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水田が生息には必要である。
4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	●	●									県民では、中・小川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。
5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	●	●	●								県民では、湧水枯渇、小川川の改修・護岸整備等による細流の減少が主な減少要因とされている。
6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	●	●									県民では、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。
7	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプランクトンの豊富な止水域に生息する。	●	●									県民では、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。
8	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	●				●					●	県民では、農業汚染、埋立による生息環境悪化、採取行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。
9	サクラソウ	川岸の低湿原野に生育する。					●					●	県民では、湿地の農地化等による減少、農薬汚染が減少要因とされている。

・ p16 の表に示された種

(平成 18 年 3 月時点)

表 2-3 再生が期待できる種のリスト

種	再生が期待できる理由
タマシギ	当該地周辺の荒川中流部を生息環境とする種であり、また移動性に富むことから、湿地環境の拡大によって、最適な環境が整備されれば当該地にも飛来し、餌場や営巣地として利用する可能性が高い種。
ニホンアカガエル	移動性に乏しく、当該地区で絶滅している場合には、ニホンアカガエルやドブガイが生息できる多様な水深の開放水面やサクラソウが生育できるエコトーン等の湿地環境を整備してもすぐには再生しないが、時間をおけば侵入・再生が期待できる種。
サクラソウ	

・ 表 2-2 の希少種のうち、選出されなかった 5 種の理由は下記の通りである。

- ニホンアナグマ、ゲンゴロウ：当該地周辺では絶滅し、近隣に種の供給源が見当たらないため。
- ホトケドジョウは湧水、ヤリタナゴは用水路や小川、ギバチは本川に主に生息する種であり、現状の止水を中心とした湿地環境の再生では、好適な生息環境とはならないと考えられる。

○委員会から提示された案（２）

現行の実施計画書

変更案

第２節 内 容

2.1 意義

荒川太郎右衛門自然再生地は都心から 40km 圏内の首都圏に位置し、旧流路や河畔林等の豊かな自然環境が残された地区である。特に、旧流路とその周辺には、エキサイゼリやオナモミ、メダカ等が生息し、河畔林にはハンノキ林やミドリシジミ、オオタカ等の希少な生物も生息している。

また、上流の荒川ピオトープ、下流の三ツ又沼ピオトープの中間に位置し、荒川を軸としたエコロジカル・ネットワークの重要な地区である。

以上のような豊かな自然を有している地域であるが、一方で都市化に伴い身近な自然環境が減少している。また、湿地環境の減少や樹木の高木・壮齢樹化も課題となってきた。

この区域で自然再生事業を行うことは、この区域の生物の多様性をさらに高めることにより、荒川を中心としたエコロジカル・ネットワークの中核としての重要性をより高める。さらに周辺都市域住民にとって「自然とふれあう機会」の場を創出することで、多くの人に荒川の環境や周辺の魅力を伝えることを可能にする。このように、荒川太郎右衛門自然再生地において自然再生に取り組む意義は大きい。

2.2 目標と内容

1) 目標

本実施計画では、公有地化した地域を活用した整備の目標として、以下のことを設定し取り組んでいくものとする。

○かつて確認された湿地に生息する種が生育・生息できる場の再生と希少種等が確認されている良好な止水環境の保全を目的に、旧流路の保全・再生（上池の再生、中池・下池の保全）を図る

○生物の多様性、自然性の高い湿地環境を拡大することを目的に旧流路周辺での湿地や止水環境の拡大を図る

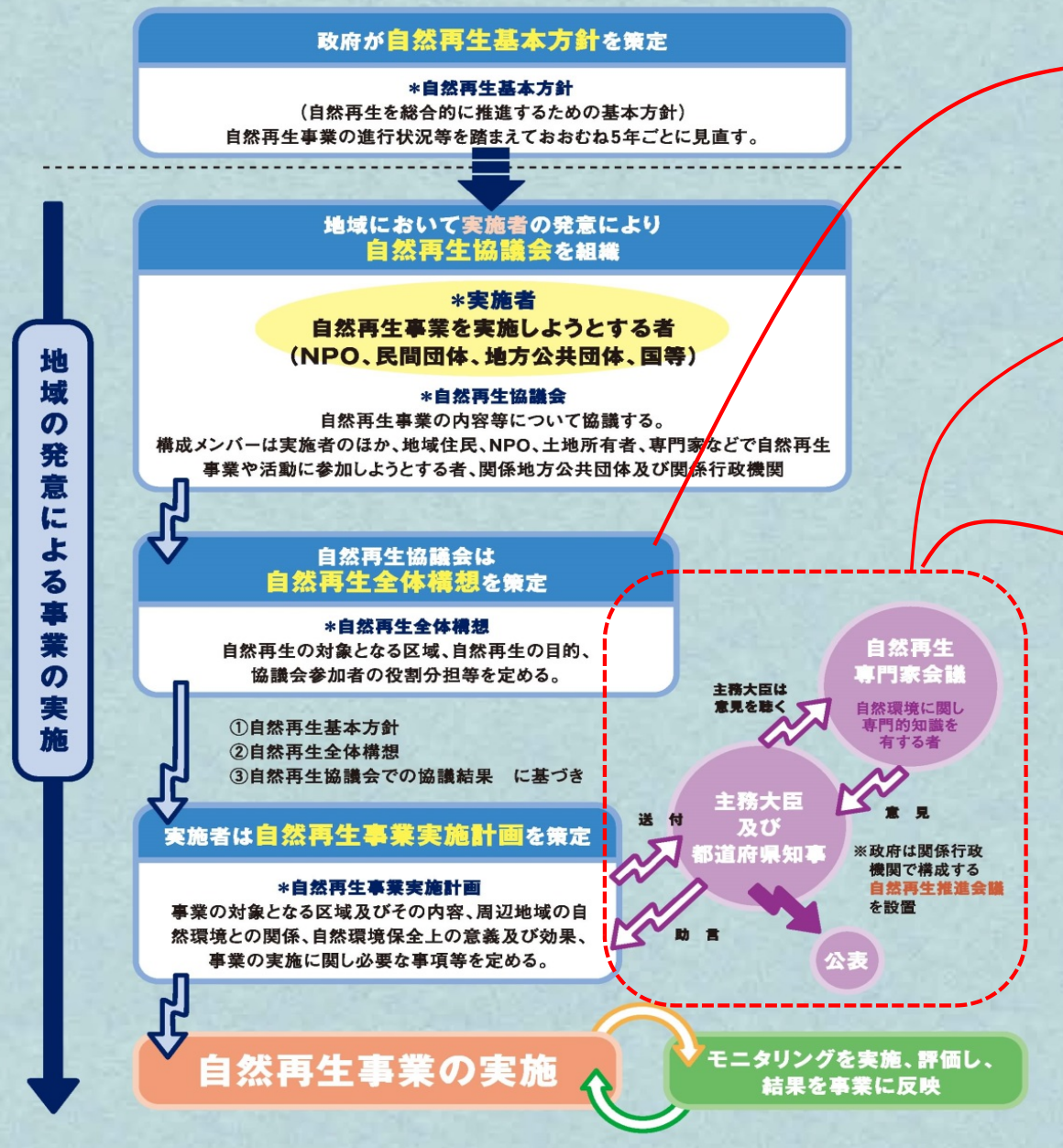
○旧流路周辺のまとまった樹林地や草地を保全し、バランスの良い多様な自然環境の形成を目的に中池・下池の河畔林の保全・再生を図る

○特に、生物多様性および自然性の高い湿地環境の拡大と共に、多くの都市住民に荒川太郎右衛門自然再生地の魅力を最大限にアピールするために、コウノトリの生息及びサクラソウ群落の成立を自然再生の総合的なシンボルとして設定する。

追加

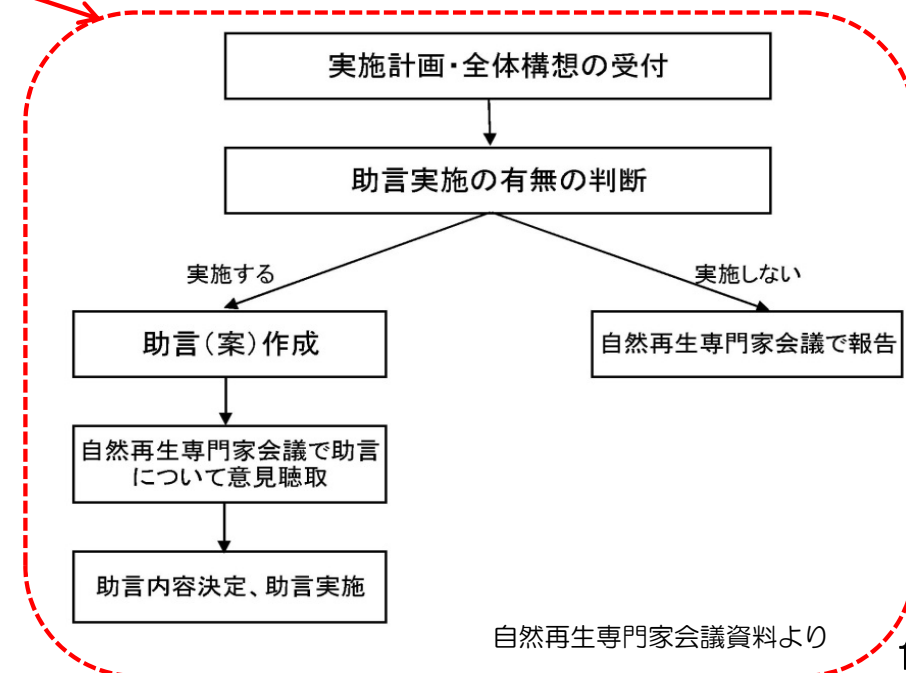
参考：自然再生推進法の手続き

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



- 全体構想の策定は、協議会が作成すればよく、その他の必要な手続きは明記されていません。
- 荒川太郎右衛門地区自然再生事業は、全体構想書を一度改定した実績があります。

- 実施計画の策定に際しては、全体構想書・実施計画を主務大臣（環境省、国土交通省、農林水産省）及び県知事（埼玉県）に送付し、主務大臣は専門家の助言を受けることになっています。
- 専門家は、主務大臣に意見を述べて、主務大臣その結果を受けて、助言を行うことになっています。
- 協議会では助言を受けて、追加の検討を行い、回答することになると考えられます。そのため、手続きに時間がかかることが予想されます。



参考：全体構想・実施計画書の見直しについて（事務局案）

下池河畔林の保全・再生

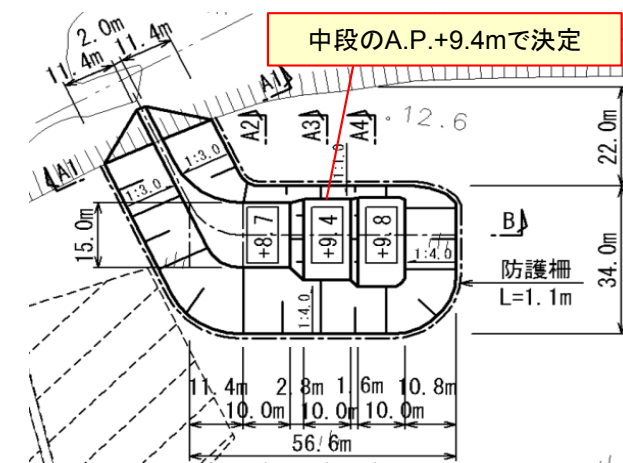
○実施計画で関連する部分の記載箇所を抜粋し、対応可能性を整理した結果を以下に示します。

- 実施計画では、全体構想にない目標種の追加変更はできない。
- 下池の河畔林整備地の掘削高は外来種の侵入がなく、河畔林の保全・再生に適した高さで設定しており、目的外での変更は対外的に説明できない。

○実施計画で対応できる内容の案

- 河畔林の保全・再生のための掘削は、土砂堆積や植生遷移による堆積の進行、水位の変動などを想定し、決定した高さ（A.P.+9.4m）を基本として、長期的に河畔林の保全・再生が可能となるようにある程度の幅（深くする方向）を持たせて実施する。
- 河畔林の保全・再生を対象とした掘削などの整備により、湿性の河畔林環境が拡大し、目標種のみどりしじみの生息範囲の拡大に加えて、他の湿地性の種、高次の消費者、広域に活動する生物が利用可能な場が創出されることが期待できます。

【参考：試験掘削地の設定状況】



1.5回/年発生する水位はA.P.+9.8m程度
平均水位はA.P.+9.4m程度
最低水位はA.P.+8.9m程度

上池整備地

○モトDへ洪水流入によって生じた水面を長期間維持できるようにすることで、コウノトリを呼びたいとの意見もだされた。

- 上池の整備については、自然再生目的の国費を投入済みであり、追加の予算確保は困難である。
予算のかからない方法で、対応する必要がある。
- 荒川上流河川事務所では上池の整備はできないため、例えば以下のような方法で対応することが考えられます。

【対応方針の例】

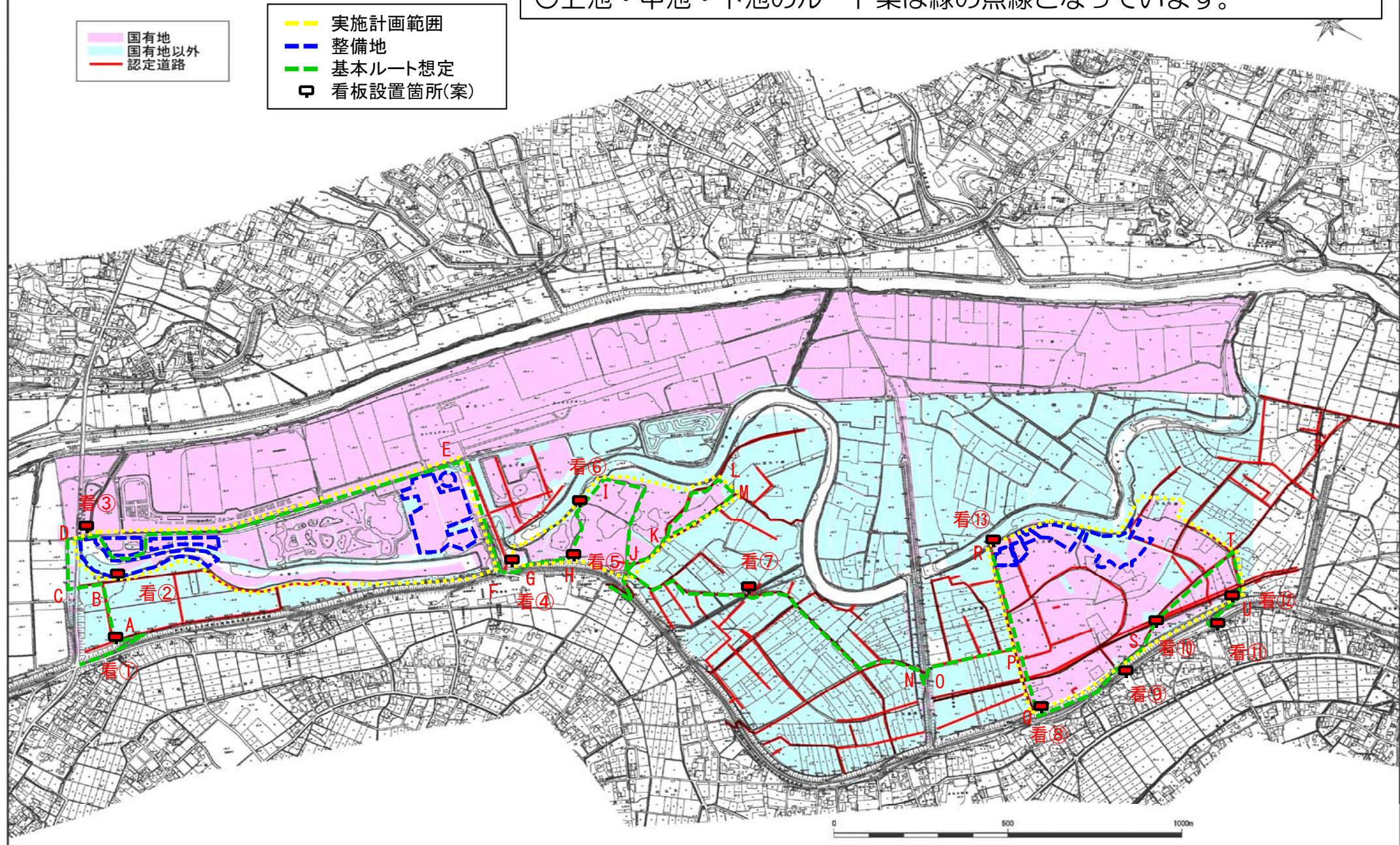
- ・資金の確保（寄付等）を行い、協議会として、追加の工事を実施する。
- ・協議会委員の労働力で対応する。
- ・イベント等で労働力を集めて、自然再生事業の一つとして実施する。

等

看板・管理用通路について

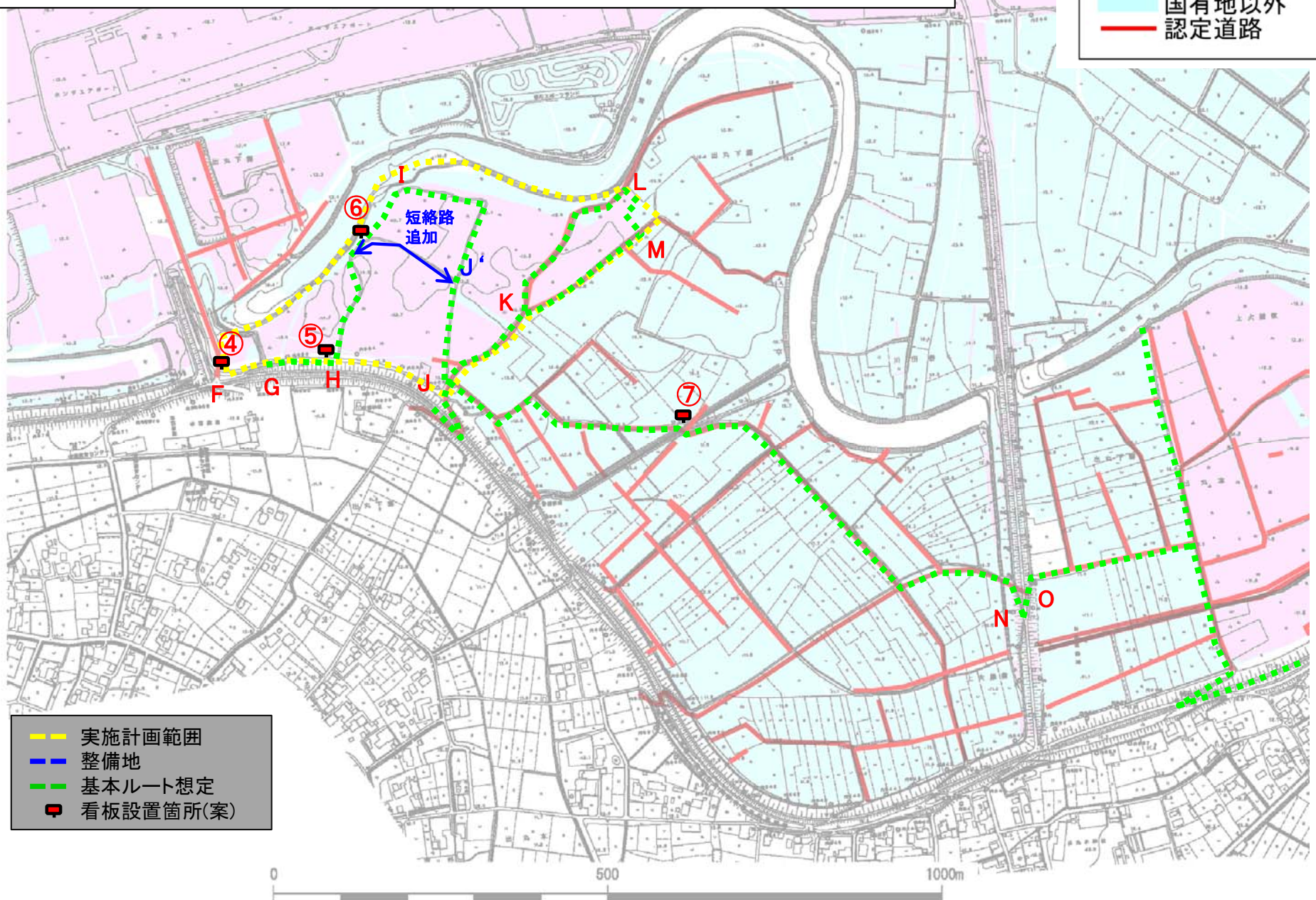
全体検討図面

○上池・中池・下池のルート案は緑の点線となっています。



中池看板・管理用通路の検討ルート

○11月9日に中池の現地を歩き、看板と通路等について検討しました。



現地検討結果のまとめ

■中池現地確認（管理用通路・看板について）



- ・砕石舗装の整備
(来場車両、管理車両)



- ・舗装整備
(バリアフリー対応)



- ・人溜まり（小広場）の整備
- ・駐車スペース
- ・ベンチ設置（⑥～⑨付近）



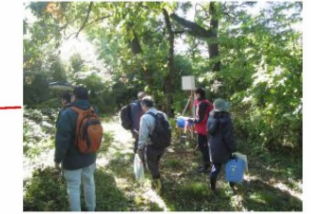
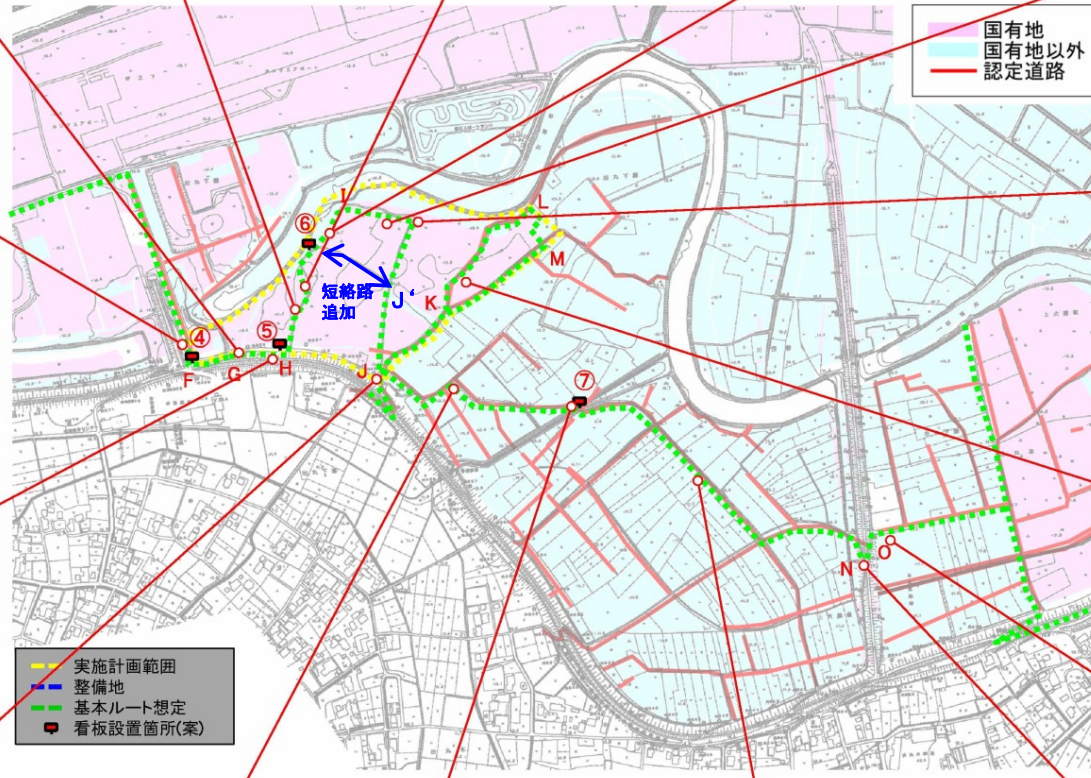
- ・案内板の設置（旧河川の説明、
生息する生き物の説明）
- ・転落格子柵の設置



- ・車いす用迂回路の整備
(ショートカット)



- ・総合案内板の設置
(・多目的トイレの検討)
(・全コースにわたって距離標の設置)



- ・方向指示板の設置（I～J）
(ルート案内)



- ・中池の説明板の設置
(車いすの通行ルートの案内)
- ・車止め設置



- ・砕石舗装（K～L～M）
(車いす非対応)



- ・案内板の設置（ルート案内）
- ・砕石舗装
- ・車止め設置



- ・方向指示板の設置
(ルート案内)



- ・総合案内板の設置（下池の
中間地点として）



- ・歩きやすく（ルート沿いに
ハンノキの遷移、ミドリシジミ等
の説明板）



- ・横堤の説明板の設置
- ・富士山のビューポイントの案内



- ・総合案内板の設置（下池側）
- ・駐車スペースの確保

現地検討結果のまとめ

管理用通路（散策路について）

1) 散策ルート

- 人が集まる H～I をメインルートとして位置づける。
- 散策ルートは当初の案（緑の点線）に、中池側で折り返すための短絡路を追加したルートとする。
- 管理用車両のルートはH→I→J→H とする
- 車いすのルートはH→⑥→I→J'→⑥→H とする
- F～H区間は築堤区間にかかるため、築堤を踏まえたルート設定とする。現状で車両の通行は可能であり、当面は現状のままとすることも考えられる。

2) 幅員

- 基本は管理用車路と人のすれ違いのできる幅員（管理用車両＋車いす）でW=3mとする。
- 中池から折り返す短絡路は管理用車両の通行は考えないで、車いすと人がすれ違えるW=1.2mとする。
ただし、車いすの回転スペースとして50mに1箇所W=1.8m×1.8m程度の回転およびすれ違いスペースを設置する。（参考「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】」）

3) 舗装

- F～Jの間は車いす通行に支障のない舗装とし、耐久性のある舗装とする。
- J～N間は認定道路であり、管理者が異なることから、現状のとおりとし、補修等については道路管理者と調整する。

管理用通路（散策路について）

4) 安全対策

- 車いすや来訪者の目的地の一つとなる中池の眺望場（ I 付近）は、バリアフリー対策と連動し、転落防止柵（H=1.1m）を設置する。

5) 休憩所

- 散策路での休憩ポイントとして⑥～I 付近にベンチを設置する。素材は、耐久性が高く、景観に調和する擬木を基本とする。
※木製は以下の理由で採用しない。
景観に調和するが耐久性に劣る。石材は耐久性に優れるが、景観的に違和感がある。
- 参考意見として、倒れた木を使ってベンチをつくることも提案された。 → 今後の維持管理と合わせて検討をしていく。

※青文字は事務局が委員会後に必要と考えて加えた事項

現地検討結果のまとめ

看板について

1) 設置位置

- ④～⑦に加えて、以下を設置する。
I：生物の解説板
I～J間：ハンノキの変遷の解説板
N付近：横堤の解説板
⑦～Nの間：風景の説明板
順路の方向指示、距離（交差点、曲がり角等）
距離標の設置

2) 内容

- ④総合案内版（詳細バージョン）
- ⑤中池全体の案内板
- ⑥中池（旧流路の説明版）
- I 付近：生き物の解説板
- ⑦総合案内板（簡易バージョン）
- ⑦～Nの間：風景の変遷の説明板
- N 付近：横堤の解説板
- O 付近：グランド横に総合案内板（下池）

3) サインの工夫

- 看板にQRコードを追加し、スマホ等で、位置がわかる案内図、解説、写真等がみれるように工夫する。
案内板の差し替えの代替機能ともなる。
- 将来的には、QRコードから、その場所の維持管理記録がわかるような仕組みを考える。

看板について

4) 安全対策

- 迷わないようにするためのQRコードによる位置の確認情報を看板等に追加する。
- 洪水による冠水場所への設置のため設置方式の検討が必要
A：常設・固定式
（荒川第1調節池では1 m以下とされている）
B：常設・可倒式（倒れたら起こす必要あり）
C：可動式（洪水時等に移動）

5) その他

- 多目的トイレ ⇒ バリアフリー対策として、多目的トイレの設置が必要 ⇒④ 付近で検討する。
※ただし、設置後の維持管理も含めて検討が必要。
- 駐車スペース ⇒ 車いすの方が車で入れる箇所を⑤～⑥間に設置する。
- ⑤とJには、車止めを設置する。
- 下池グランドのO付近に駐車スペースを確保する。
- 横堤上（N付近）からは富士山が眺望できるため、ビュースポットとして設定する。

※認定道路への看板の設置については、道路管理者と調整する。

参考：舗装の種類

	土系舗装	砕石舗装（散策路）	砕石舗装（管理車両）	ウッドクリート舗装（セメント系木質舗装）
イメージ		 出典：下妻市観光協会 HP	 太郎右衛門橋下流のモトクロス場跡地 A の 周囲の管理用通路	 出典：NETIS HP
仕様	土系舗装＋結合材	石材系（砕石）舗装、松杭丸太ロープ柵	石材系（砕石）舗装	セメント系木質舗装
規格	仕上げ厚=5～10 cm	仕上げ厚：10～15 cm	仕上げ厚：15～20 cm	歩道用：3～5 cm、車両用：4～5 cm
特徴	- 土（粘性土、砂質土、混合土）に結合材を添加し、安定化したクレイ舗装。 - 適度な弾力性、衝撃吸収性、保水性等の機能を有する舗装。 - 埃が立ちにくく、泥濘化しにくい路面。 - 自然感を損なわず、周囲の景観に調和する。 - 使用する結合材はセメント系、アスファルト系、石灰系や樹脂系などがある。 - 土系舗装は、公園等自然環境との調和に優れ、また保水性により路面温度の上昇を抑制することから、近年ではヒートアイランド現象対策のひとつとして注目されている。	- 散策用舗装、路面を砕石舗装とし、通路外への侵入を防止するために松杭ロープ柵で境界を示す。 - 舗装面に不陸が出た場合の補修対応が容易。 - 雨水を路面下に円滑に浸透させることが可能で透水性に優れる。 - 施工後の養生期間が不必要。 - 施工箇所の早期通行解放が可能。 - 園路を廃止変更する場合等、材料のリサイクルが可能で環境に優しい。	- 維持管理作業で車両の通行可能な舗装。 - 舗装面に不陸が出た場合の補修対応が容易。 - 雨水を路面下に円滑に浸透させることが可能で透水性に優れる。 - 施工後の養生期間が不必要。 - 施工箇所の早期通行解放が可能。 - 園路を廃止変更する場合等、材料のリサイクルが可能で環境に優しい。	- 散策用の舗装で、木材チップをセメントで結合させてもので、水に浮かない比重のものを使用。 - セメント系木質舗装のため、腐朽劣化が起こりにくい。 - 一般の舗装技術に比べ、自然素材を使用しているため自然な風合いが表現できる。また、木チップや樹皮などに間伐材を用いると林産資源の有効利用となる。

参考：舗装の種類

	脱色アスファルト舗装	インターロッキング舗装	半たわみ性舗装	コンクリート舗装
イメージ	 神奈川県立あいかわ公園	 神奈川県立相模三川公園		 神奈川県立津久井湖城山公園
仕様	アスファルト系（脱色バインダー）	インターロッキングブロック	セメントミルク	セメントコンクリート舗装
規格	仕上げ厚=3～5 cm	歩道用：6 cm、車両用：8 cm	仕上げ厚=5 cm	仕上げ厚：10 cm
特徴	・バインダに脱色アスファルト（石油樹脂系結合材料）を用いた混合物で、骨材に天然の砂利、真砂土などの天然骨材を用いることによって自然な色調が得られる ・顔料を添加することによって鮮明な色調の混合物にすることもできる。 ・天然骨材を利用すると、自然な色調が得られる。	・独特の幾何形状に製造された舗装用コンクリートブロックを、路盤またはアスファルト舗装基盤上に敷設し、ブロックの種類、形状、寸法、敷設パターン、色調および表面テクスチャーを選ぶことにより、耐久性、安全性、快適性および景観性に優れた舗装である。 ・保水性、透水性、緑化性など環境にも配慮したブロック舗装がある。	・開粒度アスファルト混合物の空隙に、特殊セメントミルクを浸透させた舗装。セメントミルクの浸透深さによって全浸透型と半浸透型があり、一般に車道には全浸透型を用いる。 ・一般の密粒度アスファルト舗装に比べて、塑性変形抵抗性、明色性、耐油性および難燃性に優れる。 ・塑性変形抵抗性に優れ、わだち掘れの発生を抑制できる。 ・耐油性と難燃性に優れる。	・耐摩耗性、耐油性、明色性に優れている ・わだち掘れのような変形を生じにくく、耐摩耗性も一般に大きい。 ・建設費は、アスファルト舗装に比べ高い。 ・打換える場合は、アスファルト舗装より高い。

参考：サイン（看板）の種類

耐久性の高い材料のものを設置します。

		リサイクルウッド	アルミ材	石	ステンレス鋼材	木材
イメージ	案内板					
	解説板					
	誘導板					
	制札板					
特徴		木材と樹脂のそれぞれメリットである自然景観に似合い、耐候性が高いという特徴を合わせ持つ。成型材なので加工やデザイン性に制限がある。 樹脂と木粉を混ぜているので耐久性はあるが、土に触れる部分は腐食する。	溶接に向かないアルミ材は押出型材としての利用が一般的であり、汎用性が高くコストが抑えられるのが長所。反面、形状加工が難しくデザイン性が低いので、塗装やシートでの対応となる。 傷つきにくいアルミのアルマイト加工に傷が付くと、タッチアップなどでは補修が出来ない。	耐候性が高く経年変化が少ない為、文化財系サインなど恒久的なものに向く。形状加工や表面の仕上げによってデザイン性をもたせられる。石の種類や加工によってコストは大きく変化する。 堅牢だが割れると補修が難しい。一度設置すると移設が困難になる	さびにくい鋼材なので、屋外サインで多用され、塗装品だけでなく金属素地をいかけた仕上げも可能。加工性も良いのでオーダー品に向く。鋼材中では比較的高価で重い。本体自体は錆びないが、HL仕上げは貴い錆などで変色する事がある。	木材の一番のメリットは自然景観に最も似合うということだが、それでも湿った土壌など条件が悪いと10年を下回ることもある。 耐候性をもたせるには防腐剤注入が必須。 木によるいたずらで焦げるとその部分が凹み、補修が出来ない。スプレーの落書きは沁み込んで落ちない。
自然景観への適合		○	○	◎	○	◎
耐久性		○(10年～15年)	◎(15年以上)	◎(15年以上)	◎(15年以上)	△(10年前後)

マーケットリサーチについて

リサーチ予定(案)

●マーケットリサーチとして企業等へのヒアリングを実施したいと考えています。

＜リサーチ実施予定(案)＞

	9月、10月	11月	12月～1月	2月	3月	H29～
予定	本田航空(株)	三井精機工業(株) 日之出水道機器(株) ⇒ 23日イベント時にヒアリングをお願いし、2/12維持管理イベントへの参加を依頼。	(株)レインボーモータースクール 学校や各自治体情報に基づく対象者を数箇所訪問 ⇒ 2/12維持管理イベントへの参加依頼 各自治体から窓口情報を聞き取り ⇒ 川島町には輪中Wイベントの件（ルートを自然再生地内へ）も協議			維持管理イベントの時期を踏まえたリサーチ活動を継続実施
備考		13日維持管理イベント 23日川島町農業商工祭	(協議会)	12日維持管理イベント	(協議会)	

＜リサーチ対象候補＞

	企業	学校	その他
桶川市	木徳神糧(株)桶川工場	桶川西高校	商工会 観光協会 農業団体
川島町	本田航空(株) (株)レインボーモータースクール 川島インター産業団地 (株)カインズ 三井精機工業(株) 日之出水道機器(株)	出丸小学校・三保谷小学校	商工会 農業団体
上尾市	(株)島村工業 上尾領家工業団地 上尾ミニ工業団地 (株)ブリヂストン	—	市自然学習館 商工会 観光協会 農業団体

＜リサーチ方法＞

- パンフレットを持参し、現地および協議会とその取り組みについて紹介する。
- 以下の事項について聞き取りを行う。
 1. 社会貢献活動等について
 2. 自然環境や野生生物の保全に関わる活動等について
 3. 1や2を行う上での条件や課題、希望について
 4. 荒川太郎右衛門地区自然再生事業について
 5. その他

リサーチ結果(速報)

- 本田航空さんにマーケットリサーチを実施しました。
- 飛行場管理の延長でできる除草作業について、協力できるとのことで、早速11月13日に協力していただきました。
- なお、除草は、場所を決めておいて、実施時期、実施方法をまかせていただけると協力しやすいとのことでした。

リサーチ対象	実施概要	結果	備考
本田航空(株)	平成28年9月30日 対象者：川田氏 出席者：川島副委員長 事務局	① 本田航空は、地域の行事に参加したり、美化活動を行ったりして、地域との良好な関係を保つ活動をこれまで実施してきている。 ② 飛行場管理の一環で年間を通して日常的に草刈りを実施しているので、荒川の河川敷を占用して利用している者として、また協議会の一員として、事業による整備地の通路等の定型的な草刈り行為の協力は可能である。	除草の協力については、実施時期や、実施方法について、ある程度まかせていただけると協力しやすい。

オブザーバー視察について

外部オブザーバーによる現地視察について

【外部オブザーバーに関する検討経緯】

○第37回協議会：H26.8.29

管理目標WGのメンバー以外にも、いろいろな人にオブザーバー参加を呼びかける。

○第41回協議会：H27.12.7

外部のオブザーバーの参画…一般の方々から見た太郎右衛門地区の魅力と活用の可能性を考えるため、外部オブザーバーに現地を見ていただく。あわせて、オブザーバーに現地を紹介するため、協議会委員に現地の「良いところ」に関する情報アンケートを実施する。

→ 外部オブザーバーについては、参考となる意見がいただけると思われるので、委員会の提案どおりに現地視察を実施する。また、そのために必要な情報収集を目的とした協議会委員および知己を対象としたアンケートの実施を了承する。**オブザーバーの選定や実施日の設定は維持管理・環境管理専門委員会に対応する。**

→ 今のイベントはコストがかかりすぎている。維持管理・環境管理専門委員会では実施予定のオブザーバー視察における意見も参考にして、誰を対象に何をするかを考えて、事務局に頼りすぎず、各委員の自力で可能な内容を実施したい。今回は一部の自治体の積極的な協力が有効であったが、各自治体に協力してもらうためには、協議会としての努力が必要である。

○「良いところ」に関するアンケートを実施し、結果をとりまとめて報告済み：第42回協議会：H28.3.17

○第16回維持管理・環境管理専門委員会

オブザーバー視察は、謝金や旅費の必要のない候補を、委員長と事務局で確認した上で、協議会に提案する。なお、視察は1人・1回ということではなく、**その時々テーマを設定して何回か実施すること**を想定する。

○第17回、第18回維持管理・環境管理専門委員会

○旅費、謝金等の費用がかからない候補として、JTB、ミズベリング、埼玉応援団に聞いてみることにしました。

→ JTB、ミズベリングは費用がかかる。【埼玉応援団(コバトン倶楽部) - 埼玉県】については、応援の主旨を考慮し、協議会委員から聞いて頂く予定です。

○上記の他にも、委員のお知り合いを通じて、協力依頼ができる方、大学生(立教大学観光学部、埼玉大学地域活性プロジェクト、聖学院大学(上尾市)等の知り合い)、クラブツーリズム(大人の社会科見学企画担当)、JTB(るるぶ編集担当)などへの荒川太郎右衛門地区の紹介等の方法が議論されています。

<参考>「良いところ」のアンケート回答

【回答者(敬称略)】

荒木三郎および知己3名:略称A、大森秋郎:略称O、菅間宏子:S、川島町:略称K

※埼玉県河川砂防課より「埼玉県として、太郎右衛門の現場がよく分からないため、アンケートの回答ができない」との回答あり。



維持管理の当面の試行について

維持管理内容の精査と当面の試行について

- 第43回協議会で、現時点で具体化できる維持管理の項目と、実施時期・回数を下表のとおり、お示しました。
- 平成29年度は、これに基づいて、計画的に維持管理を実施していきたいと考えています。
- 維持管理の実施方法としてイベント形式、協議会委員で場所を分担、企業に一部分担していただく等の方法があり、内容の検討をお願いします。
- 具体化ができれば、これまでの実績を踏まえ、次回の協議会で平成29年度の維持管理計画（予算含む）を提案したいと考えています。

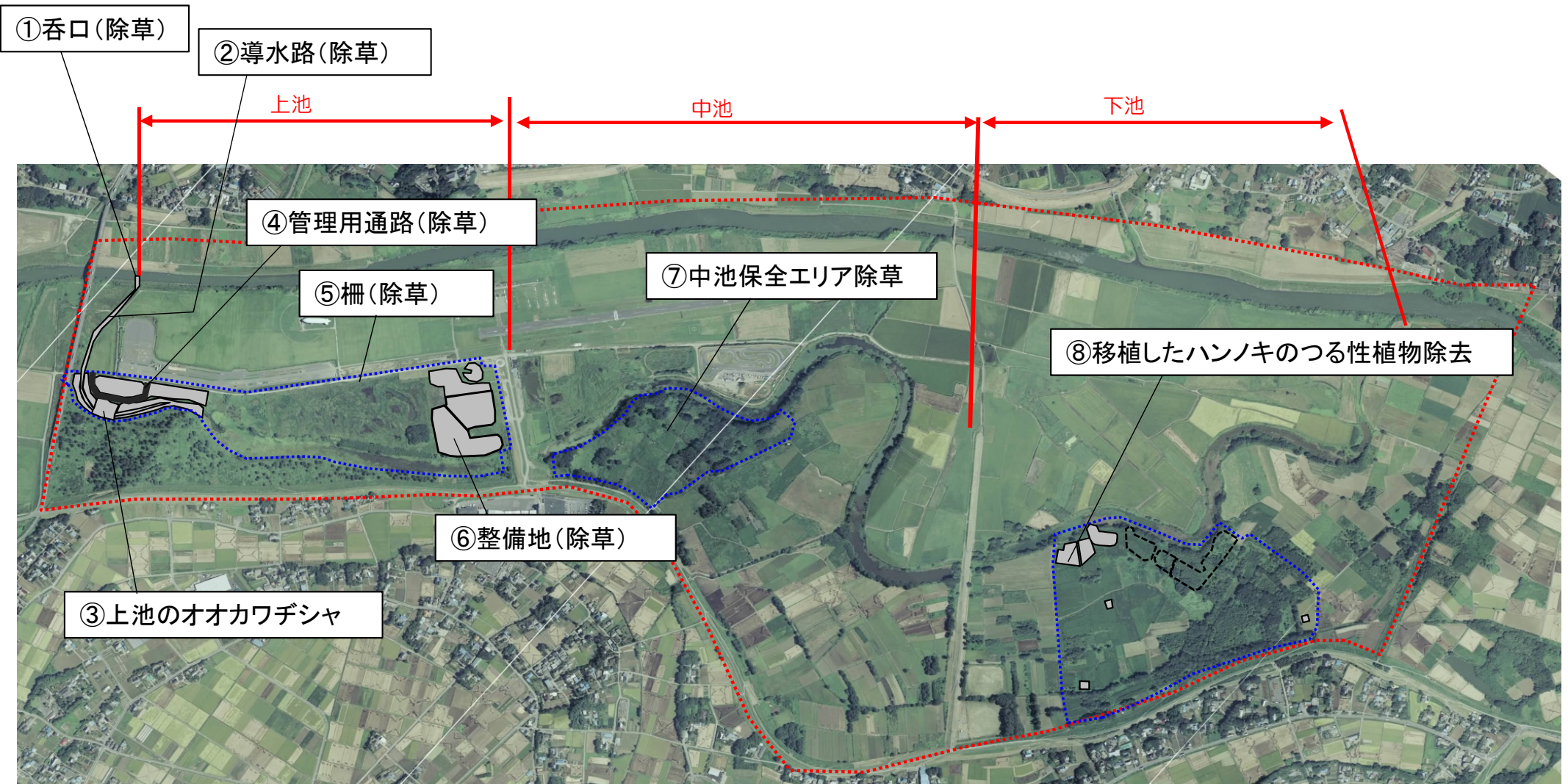
＜内容が具体化できる維持管理内容＞

地区・管理対象			維持管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
上池	上池 旧流路 整備地	①呑み口	周辺の除草：毎年5月と7月の2回		●		●									
		②導水路	通路付近の除草：毎年5～6月と10月の2回 計40m（通路 両側各20m）			●				●						
		③整備地	植生管理（オオカワヂシャの除去等）：毎年5月1回		●											生物調査のときに調査員が実施
	上池 モトクロス 場跡地 整備地	④通路	管理用通路の除草（毎年5～6月、10月）モトA周囲			●				●						イベントのときに本田航空さんに除草していただきました。
		⑤柵	周辺の除草：毎年5月と7月の2回		●		●									
		⑥整備地	植生管理（オオカワヂシャの除去等）：毎年5月1回		●											生物調査のときに調査員が実施
			植生管理（オオブタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、シンジュ、ハリエンジュ、クワ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ）の除去等）：毎年5～6月と10月（草本）・冬季（樹木）の2回			●				●				●（樹木）		モトDの見晴台の池は協議会委員の方で管理していただいております。他の場所はイベントで除草と伐採を実施しました。
中池	中池 河畔林	⑦保全エリア	植生管理（シンジュ、ハリエンジュ、クワ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ・ツタ類）の伐採）：毎年5～6月と10月（草本）・冬季（樹木）の2回		●					●				●（樹木）		
下池	下池 ハンノキ 移植地	⑧実施計画 範囲	移植したハンノキ周辺のつる性草本の除去：毎年5～6月1回		●											

※維持管理の内容は上記の表以外にもあり、第43回協議会で提示済みです。これについては順次具体化を進めて行きたいと考えています。

維持管理内容の精査と当面の試行について

○平成29年度の維持管理対象箇所的位置図を示します。



維持管理内容の精査と当面の試行について

【今後専門委員会で検討する事項】

<①維持管理場所と時期>

前ページの維持管理項目と時期について

<②場所毎の維持管理作業の方法>

場所毎の作業の方法（以下の3パターン）について

A方式：イベント形式で一般参加者、企業の協力を得て行う方式。

維持管理作業のあとに、ミドリシジミや鳥の観察等の自然再生地の見学を行う。

B方式：場所と概ねの時期、実施者を決めておいて、実施者の都合の良いときに実施していただく方式。

例）・モトDの展望エリアは、協議会委員のグループで実施していただいている。

・モトAの管理用通路を本田航空さんの除草作業の延長で実施していただく 等

※マーケットリサーチで本田航空さんは、ある程度まかせていただければ作業が可能との意見を頂いています。

C方式：イベントではなく、協議会のメンバーで集まって、維持管理作業を行う。

維持管理内容の精査と当面の試行について

【これまでに維持管理を実施していない場所】

①呑口（除草）



花火大会前の除草後（2015-09）



洪水後の呑み口（2015-09）

②導水路（除草）



導水路の橋横断区間

⑤柵（除草）



柵周囲の状況

⑦中池保全エリア（除草）



樹木に絡みついたツタ等の除草

寄付金の取り扱いに関する協議会設置要綱の改正と細則の設置（案）

1. 寄付金について

○平成27年12月7日の第41回協議会の意見

将来の本格的な組織体制や資金確保方策は引き続き検討していくが、当面の資金管理が必要なので、現時点で可能な方法を細則として設けてルールを明確にすることとする。



○現時点で、可能な方法として、寄付金等の取り扱い細則の案を考えてみました。

【背景】

- これまでの協議会で、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会が自立的・継続的に活動していくためには、資金の確保が必要との意見が出されています。
 - これまでは、イベントに必要な活動資金については、イベント参加者からの参加費の徴収と、公益財団法人サイサン環境保全基金からの助成および協賛企業からの寄付によってまかなってきました。他の手段での資金確保は行っていません。また、助成申請や企業からの寄付も広報WGの作業部会である「イベント実行委員会」が、イベントを実行するために行ってきました。
 - これからは、自然再生のための維持管理を実施していくために、多様な方法で資金を確保していくことが必要となります。
 - すぐにできる資金確保の方法である「寄付金等」について、適正な管理ができるよう、協議会設置要綱の改正と寄付金等の取り扱いを定めた細則の案を考えてみました。
- ※「助成」を拡大していくためには、基金の設立や法人化が必要となりますが、これについては、今後、維持管理・環境管理専門委員会で検討を行うこととしています。

2. 協議会設置要綱の改正（案）

設置要綱（現行）

荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 （6期）

第1章 総則

（設置）

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

（名称）

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

（自然再生事業対象地区）

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。

2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

（目的）

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

（協議会所掌事務）

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

設置要綱（改正案）

荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 （6期）

第1章 総則

（設置）

第1条 （変更無し）

（名称）

第2条 （変更無し）

（自然再生事業対象地区）

第3条 （変更無し）

第2章 目的および協議会所掌事務

（目的）

第4条 （変更無し）

（協議会所掌事務）

第5条 （変更無し）

2. 協議会設置要綱の改正（案）

設置要綱（現行）

第3章 委員 （委員）

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

1. 公募による個人または団体若しくは法人の代表者
2. 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
3. 関係地方公共団体の職員
4. 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、個人または団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

（途中参加委員）

第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意志を規定の書式により提出し、かつ資格条件を満たした場合に委員となることができる。

2 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

（委員資格の喪失）

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

（辞任）

第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出しなければならない。

設置要綱（改正案）

第3章 委員 （委員）

第6条 （変更無し）

（途中参加委員）

第7条 （変更無し）

（委員資格の喪失）

第8条 （変更無し）

（辞任）

第9条 （変更無し）

2. 協議会設置要綱の改正（案）

設置要綱（現行）

（解任）

- 第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。
- 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

（会長および副会長）

- 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。

第5章 会議および専門委員会

（協議会の会議）

- 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

設置要綱（改正案）

（解任）

- 第10条 （変更無し）

第4章 会長および副会長

（会長および副会長）

- 第11条 （変更無し）

第5章 会議および専門委員会

（協議会の会議）

- 第12条 （変更無し）

2. 協議会設置要綱の改正（案）

設置要綱（現行）

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。
- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
- 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

（公開）

- 第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。
- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめた議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

（守秘義務）

- 第15条 協議会委員は、協議会で知り得た生物に関する情報のうち、保護の観点から非公開とした情報を外部へ漏らしてはならない。この守秘義務は委員を辞した後も同様とする。

第6章 運営委員会

（運営委員会）

- 第16条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。

第7章 事務局

（事務局）

- 第17条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。

（事務局の所掌事務）

- 第18条 事務局は、協議会の庶務を行う。

設置要綱（改正案）

（専門委員会）

- 第13条 （変更無し）

（公開）

- 第14条 （変更無し）

（守秘義務）

- 第15条 （変更無し）

第6章 運営委員会

（運営委員会）

- 第16条 （変更無し）

第7章 事務局

（事務局）

- 第17条 （変更無し）

（事務局の所掌事務）

- 第18条 （変更無し）

2. 協議会設置要綱の改正（案）

設置要綱（現行）

第8章 補則

（要綱施行）

第19条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に
関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経
て、会長が別に規定する。

（要綱改正）

第20条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なけれ
ば、改正することはできない。

2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。

1 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の
出席委員の合意を得たとき。

附則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
8. この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

設置要綱（改正案）

第8章 補則

（寄付金等）

第19条 協議会は荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を
得ることができる。

~~2 寄付金等の用途については、第6条に規定する協議会の会議の
出席委員の合意を得るものとする。~~

2 前項の場合、用途を明確にした予算を作成し、協議会で合意を得る
ものとする。

（要綱施行）

第20条 （変更無し）

※見え消しの文章は、維持管理環境環境
専門委員会の提示案の文章です。
第2項の文章は、第43回の協議会で協議
会委員からご提示いただいた文章です。

（要綱改正）

第21条 （変更無し）

附則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
8. この要綱は、平成26年8月29日から施行する。
9. この要綱は、平成29年●月●日から施行する。

3. 寄付金等の取り扱い細則（案）

寄付金等の取り扱い細則（案）

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則

（主旨）

第1条 この細則は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第19条に基づく寄付金等の取扱いについて定める。

（定義）

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭（助成金含む）をいう。

（寄付金等の使途）

第3条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会（以下、「協議会」という）は、寄付金等を荒川太郎右衛門地区自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。

- (1) 旧流路（上・中・下池）の保全・再生
- (2) 湿地環境の拡大
- (3) 河畔林の保全・再生
- (4) 荒川太郎右衛門地区の維持管理
- (5) 広報啓発
- (6) 調査研究・モニタリング
- (7) その他荒川太郎右衛門地区自然再生に関すること

（使途の特定）

第4条 寄付者は寄付金等の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、協議会が使途を特定するものとする。

（管理）

第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために寄付金等管理事務局を●●に設置する。

2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。

- (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
- (2) 寄付金等の出納管理等の会計事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 資料・領収書等の送付
- (5) 第6条に規定する業務
- (6) その他、寄付金等の管理に関する業務

（協議会への報告・承認）

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

（監査）

第7条 寄付金管理事務局に監査員2名を置く。

2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。

3 監査員は、寄付金等の使途、収支等について監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

4 監査員の任期は、就任日から翌年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。

（細則の改定）

第8条 この細則の改訂は、協議会の承認を経て、協議会会長が決定する。

1. この細則は、平成●年●月●日から施行する。

1 1 月の維持管理イベントについて

11/13の維持管理イベント

全体図

再繁茂した
ハリエンジュの伐採

集合場所

管理用通路の除草
本田航空さんのご
協力

- 10時開催
- 10:30~11:15まで
ハリエンジュ伐採
- 11:15~12:00まで
徒歩で帰る途中に鳥の観察

11/13の維持管理イベント

○参加者は一般参加2名、埼大生11名、協議会委員8名、事務局6名の合計27名でした。

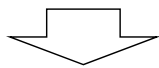
○多数の参加により、道路際のハリエンジュを伐採できました。

○徒歩での帰り道で鳥の観察では、ダイサギ、ホシハジロ、ノスリ、ジョウビタキ等を観ることができました。

ハリエンジュ伐採の様子



ハリエンジュの伐採

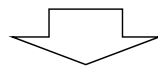


伐採後の様子

本田航空さんのご協力



管理用通路の除草前の様子



管理用通路の除草後の様子

鳥の観察の様子



鳥の観察の様子（モトD）



ダイサギ



ホシハジロ

【確認された鳥】

トビ、ノスリ、カワウ、ダイサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、ホシハジロ、ヒドリガモ、バン、ハクセキレイ、カワラヒワ、ツグミ、シメ、ジョウビタキ、スズメ

2月の維持管理イベントについて

2. 2/12の維持管理イベント企画(案)

項目		内容	備考
発案者・責任者		堂本委員長 (維持管理・環境管理専門委員会)	委員会主催
関係機関		機関：特になし	
		人数：特になし	
企画	日時	2月12日(日) ①伐採：10:00～11:00、②鳥類観察：11:00～12:00	予備日(案)：2月15日(水)
	名称	「遊ぼう！学ぼう！たろうえもん ～外来樹木の伐採と鳥類観察～」	※11月以降、冬季に一般の方々が観察可能な生物は鳥類くらいと想定されます。(もう少し遅い時期(2月末頃)であればアカガエルの卵塊探しが可能と推測されます。)
	目的	- 整備地に繁茂する外来樹木を除去する。 - 維持管理労力の算定根拠とし、組織体制・資金確保に関する検討の材料とする。 - 自然再生地および再生効果の周知機会とする。 - 協議会の外部からの維持管理・調査への参加者の拡大機会とする。	
	内容・場所	①上池モトD整備地の外来樹木(シンジュ)の伐採(H28.2.9の伐採箇所) ②中池の鳥類観察	挨拶： 委員 全体説明： 委員 リーダー：① 委員、② 委員
	人数	●●名程度 (確定人数：参加者 人・スタッフ 人)	保険は専門委員会委員分を含む
	参加費	保険代100円/人	申し込み担当： 委員、徴収担当： 委員
	広報	チラシ作成 協議会HP・荒上HP 協議会外部は各委員から個別に知己にあたる ⇒ 受け付け開始 1月23日(月)、申し込み〆切 2月2日(木)	<協議会外部への声かけ> ・●● ⇒ 委員 ・●● ⇒ 委員 ・●● ⇒ 委員 ・本田航空、レインボーモータースクール ⇒ 事務局
	使用物品	【準備物】：①維持管理はのこぎり・軍手(事務局)、②鳥類観察は●●委員保有の双眼鏡・望遠鏡(数個程度) 【参加者持参物】：軍手、汚れても良い靴、帽子、飲み物などの標準物	参加者の軍手は予備程度(基本は各自持参) 委員のはのこぎりは各自持参
予算	金額	保険代100円/人	
	確保方法	参加者から保険代徴収	協議会委員も参加費を負担
その他			

2. 2/12の維持管理イベント企画(案)

全体図



2. 2/12の維持管理イベント企画(案)

1) 外来樹木伐採：上池モトクロス場跡地D 10:00-11:00

写真はGoogleMap

伐採対象範囲



10m

集合・準備

時間	内容	担当
9:00	集合	全員
9:00 -9:45	準備	のぼり、テント、机
		受付表
		お釣り
		配布物（パンフ、資料）
		軍手（非持参者用）
		救急セット
		事務局

開会・伐採

時間	内容	担当	備考
10:00-10:10	受付	事務局	名簿チェック
		●●	参加費徴収
10:10-10:12	開会	事務局	
10:12-10:17	全体説明	●●	事業の概要 イベントの目的
10:17-10:20	予定説明	事務局	—
10:20-10:25	移動	—	徒歩
10:25-10:30	伐採説明	●●	伐採の方法と注意事項
10:30-11:00	伐採作業	全員	—

2. 2/12の維持管理イベント企画(案)

2) 鳥類観察：中池 11:00～12:00



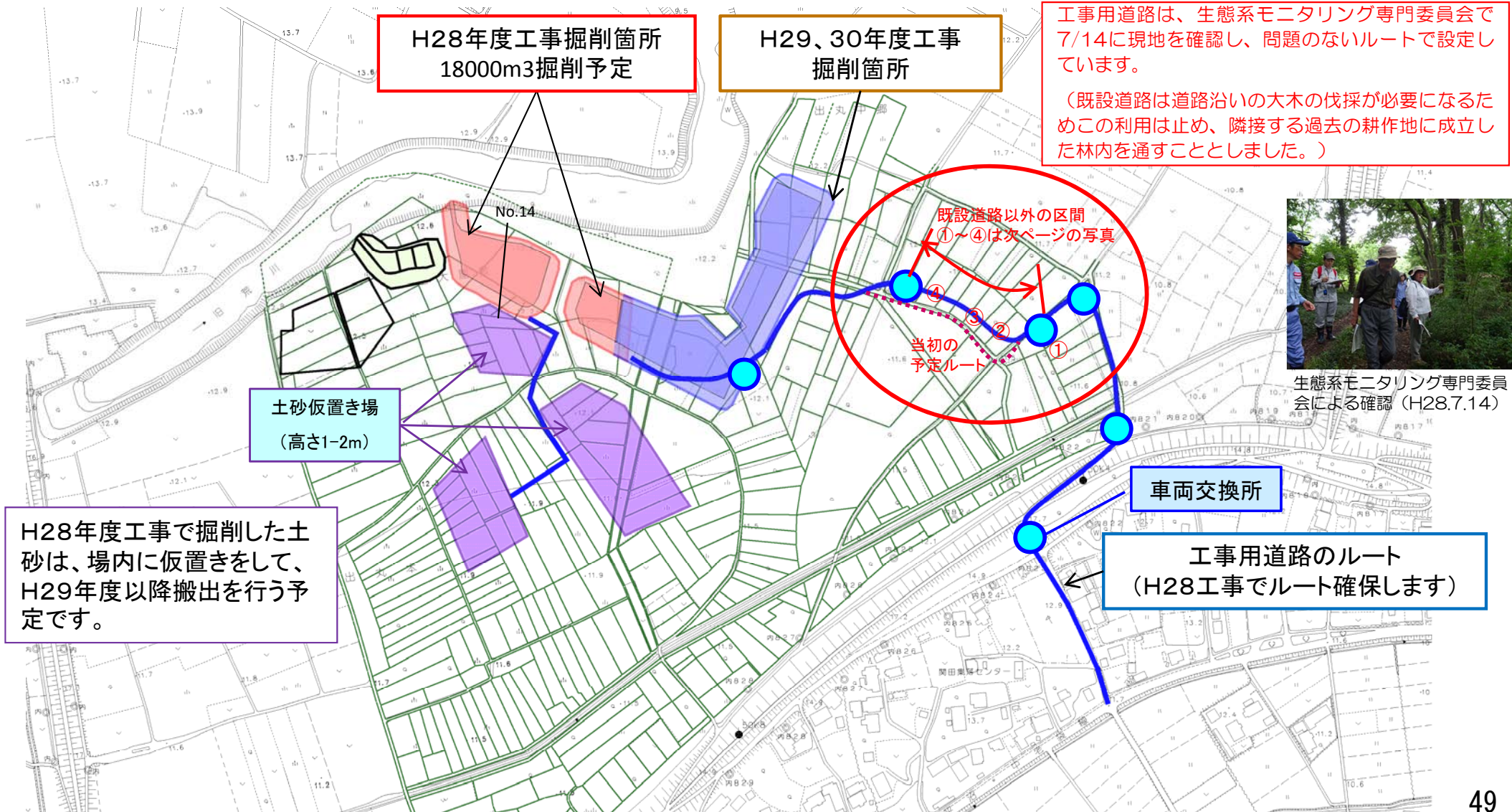
鳥類観察

時間	内容	担当	備考
11:00～12:00	観察	●●	鳥類について観察しながら説明
集合場所に戻って終了、参加者解散			
片付け、解散			

下池工事用道路の確認状況

生態系モニタリング専門委員会による工事用道路の確認と変更状況

- ・ 工事期間は、平成28年度から平成30年度の3力年の予定です。（全掘削量 約4万m³）
- ・ 平成28年度実施の工事では、赤色着色部分の土の掘削（18,000m³）と、掘削した土砂を搬出するダンプトラックが通行可能な道路（幅員4m）を作ります。掘削した土砂は紫色着色箇所へ仮置きをして、搬出は平成29年度工事で実施する予定です。
- ・ 工事用道路については、7/14に生態系モニタリング専門委員会で現地を確認し、一部のルートの変更が提案され、提案された案にもとづいて工事を実施中です。



生態系モニタリング専門委員会による工事用道路の確認と変更状況

○工事用道路として、大木の伐採を避けるルートとして、既設道路以外の区間を設定しました。

①既設道路からの分岐付近



②途中の様子



③途中の様子



④既設道路との合流付近(③の反対側から望む)



工事用道路における重要種への対応状況

- 既設道路を避けて設定した工事用道路周辺の植物を確認した結果、重要種はゴマギがありました。また、重要種であるウラゴマダラシジミが食草とするイボタノキが多数確認されました。
- 10/7に維持管理・環境管理専門委員会にて本ルートを確認した際に、これらの2種については可能な範囲で避けるルート設定とすることと、ルート上から避けられない個体については可能な範囲で近傍に移植等の措置を取ることが望ましいとの意見があり、現地の個体にマーキングを行いました。



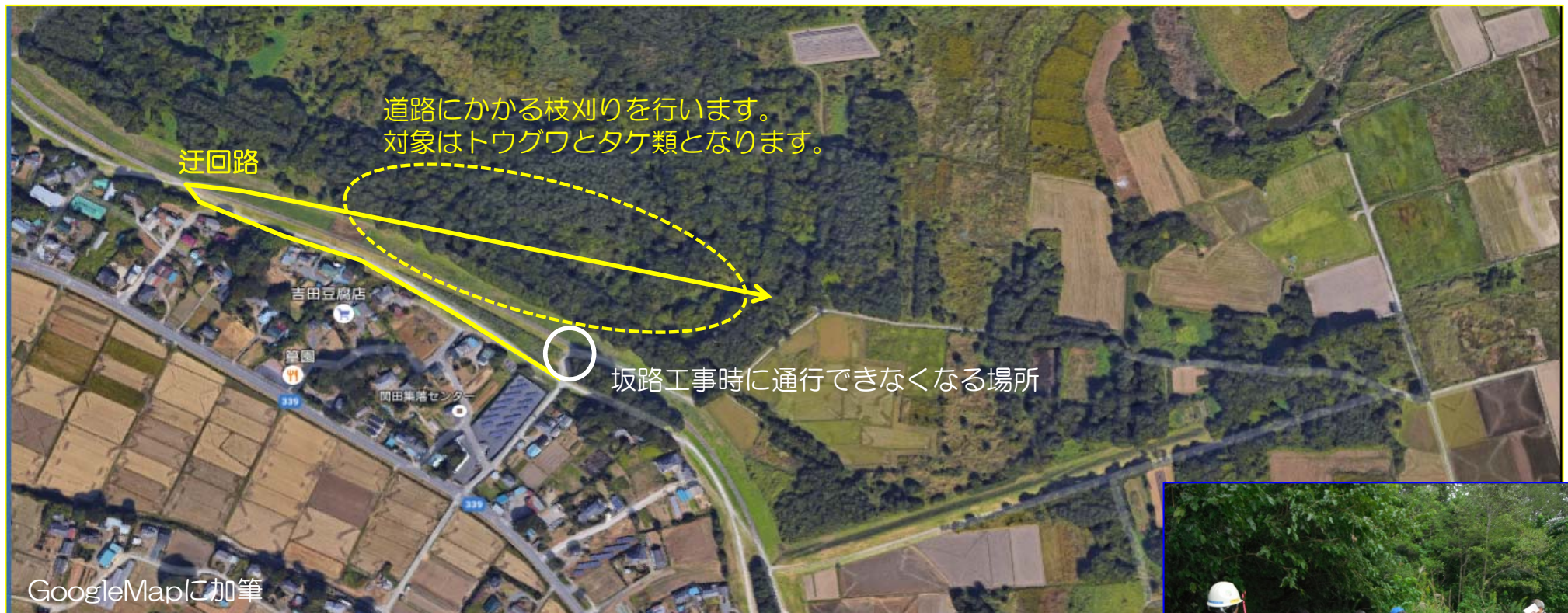
ゴマギのマーキング状況



イボタノキのマーキング状況

維持管理・環境管理専門委員会による迂回路の確認

- 住民説明で坂路部分の工事期間中に迂回路が必要とのご意見がありました。
- 候補となる迂回路については、農作業用の車両が通行するためには道路周辺の枝刈り等が必要とのご意見があったため、10/7に維持管理・環境管理専門委員会でこのルートを確認しました。
- その結果、枝刈りが必要なものはトウグワとタケ類のみであり、問題無いことを確認しました。また、外来種の草本やタケ類が生育する場所を離合のためのスペースとして利用できることを確認しました。



迂回路の枝刈り箇所の例



工事の状況

工事用道路の施工は終わり、現在掘削工事を実施している状況です。



坂路の拡幅（堤内側）



水路横断部



坂路の拡幅（堤外側）



水路横断部（既設）

工事の状況

工事用道路の施工は終わり、現在掘削工事を実施している状況です。



下池整備地との境界の道路



樹木を避けて設置した工事用道路



既設道路拡幅区間



水路横断前の車両交換所

工事の状況

工事用道路の施工は終わり、現在掘削工事を実施している状況です。



掘削予定地隣接区間



掘削予定地付近の様子



掘削予定地区間



抜根状況

8月、9月出水による流入について

8月22日、30日、9月21日の流入について

○今年度は台風により、8月22日、8月31日、9月21日の3回ほど旧流路への流入が発生しました。
○最高水位は、A.P.+13.3mでほぼ、高水敷の高さまで水位が上昇しました。

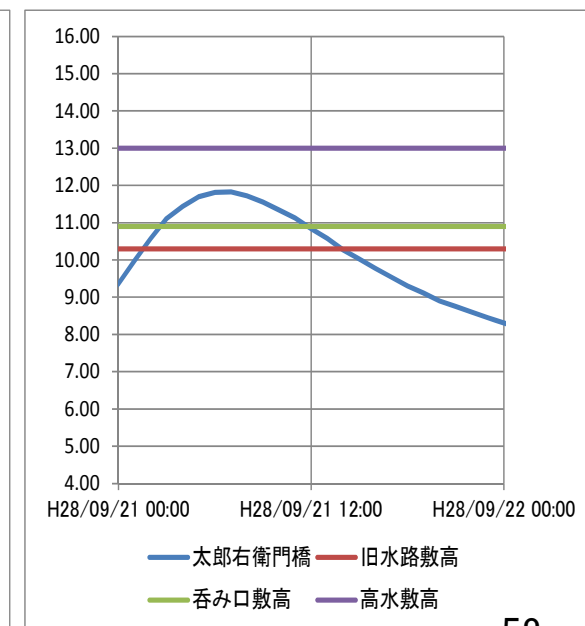
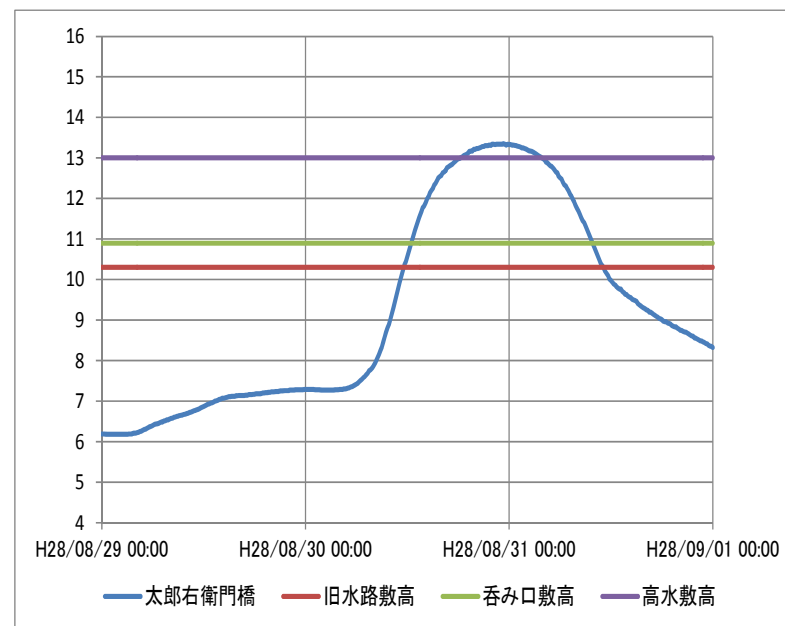
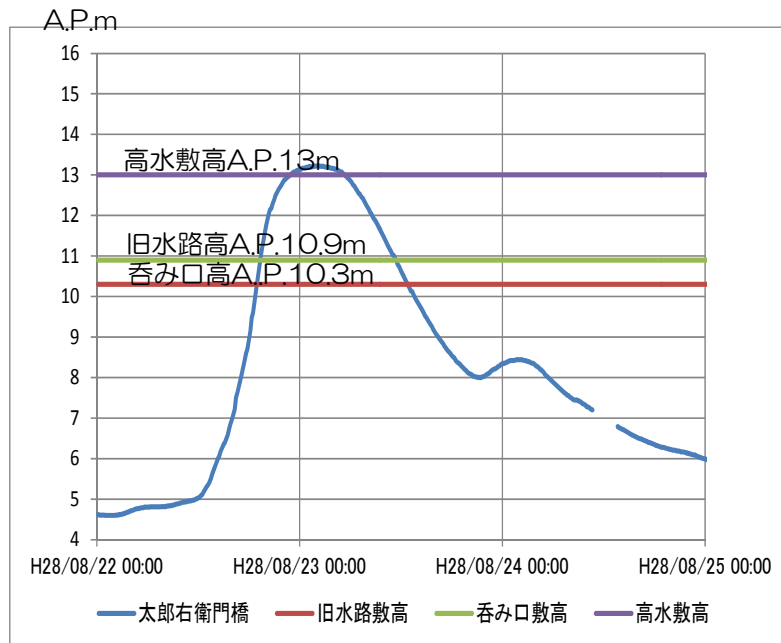
○上池旧流路の状況（8月31日9時撮影）



○モトDの状況（8月31日9時撮影）



○太郎右衛門橋水位の状況



維持管理・環境管理専門委員会の予定について

維持管理環境管理専門委員会の予定 ～ 検討項目別整理 ～

検討項目	H27	H28				H29～
		5-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
○検討1（維持管理の組織体制） ・公園化も含めた土地管理 ・維持管理の組織体制 ・資金確保方策 ・外部のオブザーバーの参画	検討実施	5/10 委員会 ↓ 資金管理 細則(素案) ↓ 企画	9/8委員会 10/7委員会 ↓ 資金管理 細則(案) ↓ 企画	11/9 現地委員会 ↓ オブザーバー視察 ↓ マーケットリサーチ ↓ 企画		組織計画検討
○検討2 ・当面の維持管理の実施 ・植生管理（除草等）	検討実施 2/9外来樹木 伐採イベント	6/13 現地委員会 ↓ モトD下見 下池下草刈り ↓ 6/26 イベント ↓ 維持管理 精査	11/13 イベント ↓ 維持管理 精査	2/12 イベント ↓ 維持管理 方法		維持管理 計画作成
○検討3 ・管理用通路の整備（残りの整備） ・看板の設置（残りの整備）	検討実施			11/9 現地委員会 ↓ 整備の方向性 (10/7,11/9 中池検討) ↓ 上池、下池 の検討		整備
○検討4 ・自然再生地の適正利用 ・エコロジカルネットワーク を実現する組織体制		平成29年度以降検討				検討
全体構想・実施計画の見直しに関する 検討	—	この部分 は終了	見直し検討			
協議会	3回		7/26 協議会	委員会 全体まとめ ↓ 12/1 協議会	委員会 次年度計画 ↓ 協議会	3-4回